

福岡県公報

平成17年7月11日
第2411号

目次

告示(第1344号-第1354号)

- 土地改良区の役員の退任 (農地計画課) …………… 1
- 都市計画の変更の案の縦覧 (都市計画課) …………… 1
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (商業・地域経済課) …………… 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 2
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (生活文化課) …………… 2
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (生活文化課) …………… 3
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (生活文化課) …………… 3
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (生活文化課) …………… 4
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (生活文化課) …………… 4
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 4
- ### 公 告
- 福岡県農業振興地域整備基本方針の変更 (農業振興課) …………… 4
- ### 再 掲
- 副知事の担当区分の一部改正 (人 事 課) …………… 16

告 示

福岡県告示第1344号

筑後西部土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成17年7月11日

福岡県知事 麻 生 渡

1 退任理事

氏 名	住 所
石 田 宝 藏	柳川市大和町栄215番地3

福岡県告示第1345号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成17年7月11日から同月25日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成17年7月11日

福岡県知事 麻 生 渡

- 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更の内容
飯塚都市計画道路3・4・8号目尾忠隈線の変更
- 都市計画を変更する土地の区域
飯塚市飯塚及び菰田西三丁目の各一部
- 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部都市計画課
飯塚市都市建設部都市計画課

福岡県告示第1346号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域

経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成17年7月11日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成17年6月22日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 スーパードラッグコスモス太刀洗店
 (2) 所在地 福岡県朝倉郡筑前町山隈字太刀洗1609番9 外

3 大規模小売店舗の名称

変 更 前
スーパードラッグコスモス三輪店

変 更 後
スーパードラッグコスモス太刀洗店

4 大規模小売店舗の所在地

変 更 前
福岡県朝倉郡三輪町大字山隈1609番9 外

変 更 後
福岡県朝倉郡筑前町山隈字太刀洗1609番9 外

福岡県告示第1347号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年7月11日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県 道	山 北 日 田 線	前	うきは市浮羽町小塩1710番1先から同市浮羽町小塩1987番3先まで	4.0 ～ 10.5	686.2
			後	同上	5.8 ～ 15.2	

福岡県告示第1348号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年7月11日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
行 橋	県 道	津 野 犀 川 線	前	京都郡犀川町大字喜多良2003番1先から同郡同町大字喜多良1986番先まで	3.8 ～ 9.6	296.0
			後	同上	7.0 ～ 15.0	

福岡県告示第1349号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年7月11日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年6月22日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人つくしの会

(2) 代表者の氏名

野中 邦子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市東区多の津一丁目5番1号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、国内外のボランティア活動を行う社会福祉団体等に対して、運営又は活動に関する支援に係る事業を行い、豊かで多様な市民社会の実現に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1350号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年7月11日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年6月1日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人筑紫原爆被害者の会

(2) 代表者の氏名

本多 八郎

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県筑紫野市二日市北四丁目1番7-403号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、原子爆弾による被害者及びその家族の、健康、生活その他の相談に応じながら、人類にとって不必要な核兵器の廃絶を訴え、被爆体験を通して、平和の大切さを広く継承していくことを目的とする。

福岡県告示第1351号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年7月11日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年6月6日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

（変更前）特定非営利活動法人福岡町ゆーあいの会

（変更後）特定非営利活動法人福岡ゆーあいの会

(2) 代表者の氏名

小柳 眞澄

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福津市中央一丁目11番1号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、助け合いの精神に基づいて、在宅の高齢者・障害者及び日常生活に困難を抱える住民に対して、相互扶助のもと自立を助けるための在宅福祉サービスに関する事業を行い、住み良い環境で安心して暮らせる社会づくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第1352号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年7月11日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成17年6月21日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称
特定非営利活動法人エム・ワイ・ピー

(2) 代表者の氏名
加藤 治

(3) 主たる事務所の所在地
福岡県宗像市樟陽台二丁目14番地6

(4) 定款に記載された目的
この法人は、天文普及・情報・文化の拠点である宗像ユリックスプラネタリウムにおいて、宗像市及びその周辺市民に対して、プラネタリウム番組に関する事業、プラネタリウム運営業務に関する事業、天文普及に関する事業を行い、豊かな地域文化の創造に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1353号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年7月11日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成17年6月27日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称
特定非営利活動法人フォー・ユー

(2) 代表者の氏名
福丸 美穂子

(3) 主たる事務所の所在地
福岡県嘉穂郡穂波町秋松418番地1

(4) 定款に記載された目的
この法人は、福岡県民に対して、健康維持・健康回復を目的とする健康教室、食の安全性を確認しあう為の料理講習会等の事業を行う事で地域住民の健康や消費者の保護を進めていくと共に環境保護の認識を高める啓発イベントやチラシ配布等の活動等の事業により環境の保全を行い、併せて情報化社会に対応する為のインターネット教室を行う事で情報化社会の発展に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1354号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年7月11日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡新宮町大字三代字栗原596、596-1、596-7及び616-9
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市東区蒲田3-17-5
光安 賢次

公 告

公告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第5条第1項の規定に基づき、福岡県農業振興地域整備基本方針を変更したので、同条第3項において準用する同

法第 4 条第 7 項の規定により次のとおり公表する。

平成17年 7 月11日

福岡県知事 麻 生 渡

第 1 農用地等の確保に関する事項

1 農用地等の確保の基本的考え方

(1) 優良農用地の保全・確保の基本的な方針

農地は、農業生産にとって最も基礎的な資源であり、食料の安定供給や将来に向けて持続的かつ効率的な農業生産活動を行うために良好な状態で保全・確保していくことが必要である。また、農地は、農村で農業生産活動が行われることにより生じる県土、自然環境の保全や水源のかん養といった機能の発揮に寄与している。

本県では、変化に富む豊かな自然条件や大消費地を県内に有するという有利な市場条件を背景として、米、麦、大豆、野菜、果樹を中心として地域の特性をいかした多種多様な農業生産が行われている。

一方、本県では、北九州市及び福岡市の政令指定都市を核として九州あるいは西日本における経済・文化の中核都市として発展を続けており、広域幹線道路や鉄道等交通体系の整備に伴い、全県域的に農業的土地利用から都市的土地利用への転換が進んでいる。また、農業従事者の高齢化や担い手不足による耕作放棄地の発生等に伴う農地面積の減少も進んでいる。

このような中、本県の耕地面積は、平成 7 年の 9 9, 9 0 0 h a から平成 1 2 年には 9 4, 4 0 0 h a と減少しており、この傾向は今後も続いていくものと考えられる。

このため、本県の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図っていくためには、農地として利用すべき土地の確保、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用集積など農地の効率的な利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくことが重要である。

特に、集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象地等優良な農地については、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号。以下「法」という。）に基づき農用地区域に設定しその確保に努めるとともに、当該農地を良好な状態で維持・保全し、有効利用を図る必要がある。

(2) 確保しようとする平成 2 2 年の農用地区域内の農地面積

農業振興地域制度の適切な運用及び確保のための諸施策の実施により、平成 2 2 年において確保される農用地区域内の農地面積を 7 5 . 1 千 h a とする。

2 農用地等の確保のための施策の推進方策

農用地等の確保については、現況農用地を中心として次のとおり推進する。

(1) 農業振興地域制度等の適切な運用

農用地等については、法に基づく農業振興地域制度や農地法（昭和 2 7 年法律第 2 2 9 号）に基づく農地転用許可制度の適切な運用により非農業的土地利用との調整を図りながらその確保に努めるとともに、農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）等の活用により、認定農業者等の効率的かつ安定的な農業経営の育成が図られるよう優良な農用地の確保に努める。

特に、法第 1 0 条第 3 項各号の農用地区域の設定基準を満たす集団的農地や農業生産基盤整備事業の対象農地等については、地域の特性を活かした農業が展開されるよ

う積極的な確保を図る。

(2) 農地の保全・有効利用

農地の保全・管理、効率的かつ安定的な経営体への集積、農業生産基盤の整備等の施策を通じ、耕作放棄の抑制、更には既存の耕作放棄地の活用を進め、農地の保全・有効利用を促進する。

特に、中山間地域においては直接支払制度の活用等により、良好な農業生産活動が行われるよう生産条件の不利を是正するための支援を行い、耕作放棄の抑制に努める。

(3) 農業生産基盤の整備

本県農業の生産性の向上や高付加価値型農業等の展開を図るため、地域の特性に応じた、農地区画の拡大、水田の汎用化及び農業用排水施設の機能の維持増進等農業生産基盤の整備を通じ、良好な営農条件を備えた農地の確保を推進する。

農業生産基盤の整備にあたっては、現状が農用地区域以外の土地についても一体的に整備を行うことが適当と認められるものについては、当該土地を積極的に農用地区域に編入する。

(4) 非農業的土地需要への対応

非農業的土地需要に対応するため、農地転用を伴う農用地区域からの農地の除外を行う場合には、法第13条第2項に規定する農用地区域の変更の要件をすべて満たすなどにより、計画的な土地利用の確保に努める。特に、農業生産基盤整備事業が実施された農地は、その投資効果の確保の観点から将来にわたって優良農地として確保すべきものであることに十分留意する。

また、地方公共団体が農用地区域内にある土地を公用公共施設の用に供するため、農用地利用計画の変更が必要となる場合には、法第16条に規定する農用地利用計画の尊重と農用地区域内における土地の農業上の利用の確保についての地方公共団体の責務に鑑み、法第13条第2項に規定する農用地区域の変更の要件を満たすよう努める。

なお、農業振興地域整備計画については計画的な実施を図る必要があることから、その変更は、原則として、法第12条の2の規定に基づきおおむね5年ごとに実施される基礎調査の結果等に基づき行う。

(5) 交換分合制度の活用

農用地区域内の土地の農業上の利用を確保するため、農用地利用計画の変更を行うに当たっては、当該変更に係る土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者等の意向を踏まえ、法第13条の2に規定する交換分合制度を積極的に活用するものとする。

(6) 推進体制の確立等

農用地等の確保のための施策は、市町村、農業委員会、農業関係団体等と連携を図るとともに、県の関係部局間の連絡調整体制を確立し、制度の円滑かつ適正な運用によって推進していくものとする。

このため、農業振興地域整備基本方針の策定・変更に当たっては、県農林業団体、都市計画審議会、市長会、町村会、商工会議所連合会、商工会連合会、中小企業団体連合会その他県の関係団体を代表する者、市町村農業振興地域整備計画の策定・変更

に当たっては、関係農業団体、商工会議所、商工会その他市町村の関係団体及び集落代表者から必要に応じ幅広く意見を求めるものとする。

3 農業上の土地利用の基本的方向

本県は九州の北東部に位置し、三方を玄界灘、響灘、周防灘、有明海に囲まれ、また、筑紫山地、脊振山地、耳納山地等の山地があり、さらに筑後川、矢部川、遠賀川、山国川等の河川が流れ、その間に広がる肥沃な平地等において多様な農業が展開されている。

本県における農業地帯の区分に当たっては、市町村の区域を基本とし、地形、気候の類似性や土地利用の方向・各種開発の関連性等を総合的に勘案して、以下のとおり6つの農業地帯に分類する。

各農業地帯における土地利用の基本的方向は、次のとおりである。

(1) 福岡農業地帯

本地帯は、福岡平野、糸島平野並びに宗像平野からなり、南は背振・三郡山系、北は博多湾、玄界灘に囲まれた平坦地で、急速な都市化の影響を受けながらも、温暖な気象条件や大消費地に近接する立地条件等を活かして、野菜、花き等の都市近郊型農業が行われている。

今後は、都市的土地需要との適切な土地利用調整を行うとともに、ほ場整備、農業用水の確保等農業生産基盤整備や農作業受委託の推進等により、優良農用地としての利用を確保することを基本とする。

(2) 筑後北部農業地帯

本地帯は、その中央を流れる筑後川中流域に広がる両筑平野を中心に、肥沃な土壌、温暖な気象条件を活かし、多種多様な農産物の生産が行われ、また、南東部及び北部の丘陵地では、かき、ぶどうなどの果樹の産地を形成している。

本地帯では、早くからほ場整備など農業生産基盤の整備が推進されているが、近年では福岡都市圏のベットタウンとしての都市的土地需要の高まりや担い手の不足等による耕作放棄の発生などが懸念されている。

今後は、都市的土地需要との適切な土地利用調整を行うとともに、効率的かつ安定的な経営体への農地の集積を促進するため地域に応じたほ場整備や、中山間地域における農業生産基盤の整備推進等により、優良農用地としての利用を確保することを基本とする。

(3) 北九州農業地帯

本地帯は、県の最北部に位置し、地帯の南部に福智山、平尾台を擁し、南北に遠賀川、紫川等が貫流し、地形は山間地、丘陵地、平坦地と変化に富んでいる。

本地帯では、大消費地に近接する立地条件を活かし、キャベツ等の露地野菜や軟弱野菜の施設栽培など都市近郊型農業が展開されている。

今後は、都市的土地需要との適切な土地利用調整を行うとともに、効率的かつ安定的な農業経営体への農地の集積を促進するためほ場の大区画化や中山間地域における生産基盤の整備など農業生産基盤整備の推進等を図り、優良農用地としての利用を確保することを基本とする。

(4) 筑豊農業地帯

本地帯は、県の中央部に位置し、福岡、北九州両都市圏に隣接するとともに、英彦山、福智山等に囲まれた盆地で、地形は平坦地から中山間地まで広範囲にわたっている。

本地帯では、鉱害復旧事業を中心として農地改良が推進されており、遠賀川及びその支流域の平野部において水稻を中心とした農業生産が行われている。

今後は、高性能大型農業機械の導入促進や大消費地に近接する立地条件をいかした高収益型農業を展開するため、ほ場の大区画化など農業生産基盤整備の推進等を図り、優良農用地としての利用を確保することを基本とする。

(5) 筑後南部農業地帯

本地帯は、熊本・大分両県に接する山間部から有明海の干拓地に至る広い地域に渡って、水稻、麦を始め、いちご、なす、みかん、茶など多種多様な農業生産が行われており、農業粗生産額は県全体の約3分の1を占めている。

本地帯では、筑後川及び矢部川流域において国営事業も含めさまざまな農業生産基盤の整備が行われており、ほ場整備率は県平均を上回っている。

今後は、効率的かつ安定的な農業経営体による高収益型農業の促進等を図り、優良農用地としての利用を確保することを基本とする。

(6) 京築農業地帯

本地帯は、県の最東部に位置し、南西部にある英彦山系から周防灘に向けて扇状に開けた地形にある。

本地帯では、水稻・麦・大豆を中心とした土地利用型農業を主とし、野菜・果樹などの生産も行われ、隣接する北九州への食料供給基地の役割を担っている。

今後は、担い手の不足などによる非農地化の進行が懸念されているが、農業生産基盤整備や農地の利用集積の推進により、ほ場の大区画化や水田の汎用化を進めながら米・麦・大豆と野菜・園芸等を組み合わせた収益性の高い農業を展開する効率的かつ安定的な経営体を育成し、優良農用地としての利用を確保することを基本とする。

第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項

【指定予定地域】

農業地帯	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模
福	福岡地域 (福岡市)	福岡市のうち、都市計画法の市街化区域・臨港地区、流通業務市街地の整備に関する法律の流通業務地区及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 5,970 ha (農用地面積 1,988ha)
	筑紫野地域 (筑紫野市)	筑紫野市のうち、都市計画法の市街化区域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 3,300 ha (農用地面積 797ha)
	宗像地域 (宗像市)	宗像市のうち、都市計画法の市街化区域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 7,420 ha (農用地面積 2,483ha)
	前原地域	前原市のうち、都市計画法の市街化区域及	総面積 5,540 ha

岡	(前原市)	び規模の大きな森林等を除く区域	(農用地面積 2,975ha)	
	古賀地域 (古賀市)	古賀市のうち、都市計画法の市街化区域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 2,370 ha (農用地面積 1,099ha)	
	那珂川地域 (那珂川町)	那珂川町のうち、都市計画法の市街化区域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 920 ha (農用地面積 337ha)	
	農	篠栗地域 (篠栗町)	篠栗町のうち、都市計画法の市街化区域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 1,080 ha (農用地面積 226ha)
	須恵地域 (須恵町)	須恵町のうち、都市計画法の都市計画区域内の用途地域(以下「用途地域」という。)及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 590 ha (農用地面積 179ha)	
	業	新宮地域 (新宮町)	新宮町のうち、都市計画法の市街化区域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 910 ha (農用地面積 416ha)
	久山地域 (久山町)	久山町のうち、都市計画法の市街化区域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 500 ha (農用地面積 313ha)	
	地	粕屋地域 (粕屋町)	粕屋町のうち、都市計画法の市街化区域及び流通業務市街地の整備に関する法律の流通業務地区等を除く区域	総面積 710 ha (農用地面積 282ha)
	福岡農業地帯計 (16地域)		総面積 41,750 ha (農用地面積 16,026ha)	
	帯	福岡農業地帯計 (16地域)		総面積 41,750 ha (農用地面積 16,026ha)
	筑	久留米地域 (久留米市)	久留米市のうち、都市計画法の市街化区域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 7,970 ha (農用地面積 3,711ha)
	甘木地域 (甘木市)	甘木市のうち、都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 9,390 ha (農用地面積 3,266ha)	
	小郡地域 (小郡市)	小郡市のうち、都市計画法の市街化区域等を除く区域	総面積 3,670 ha (農用地面積 1,971ha)	
	後	杷木地域 (杷木町)	杷木町のうち、規模の大きな森林等を除く区域	総面積 3,230 ha (農用地面積 895ha)
北	朝倉地域 (朝倉町)	朝倉町のうち、規模の大きな森林等を除く区域	総面積 2,960 ha (農用地面積 1,594ha)	
三輪地域	三輪町のうち、都市計画法の用途地域及び	総面積 1,900 ha		

部	(三輪町)	規模の大きな森林を除く区域	(農用地面積 1,003ha)
	夜須地域 (夜須町)	夜須町のうち、都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 3,550 ha (農用地面積 1,603ha)
		小石原地域 (小石原村)	小石原村のうち、規模の大きな森林を除く区域
	宝珠山地域 (宝珠山村)	宝珠山村のうち、規模の大きな森林を除く区域	総面積 420 ha (農用地面積 147ha)
		吉井地域 (吉井町)	吉井町のうち、規模の大きな森林を除く区域
	田主丸地域 (田主丸町)		田主丸町のうち、規模の大きな森林を除く区域
		浮羽地域 (浮羽町)	浮羽町のうち、規模の大きな森林等を除く区域
	北野地域 (北野町)		北野町のうち、都市計画法の用途地域を除く区域
		大刀洗地域 (大刀洗町)	大刀洗町のうち、都市計画法の用途地域を除く区域
	筑後北部農業地帯計 (14地域)		
北九州	北九州地域 (北九州市)	北九州市のうち、都市計画法の市街化区域・臨港地区、自然公園法の国定公園の特別保護地区及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 6,050 ha (農用地面積 2,698ha)
		中間地域 (中間市)	中間市のうち、都市計画法の市街化区域を除く区域
	水巻・芦屋地域 (水巻町芦屋町)	水巻町のうち、都市計画法の用途地域等を除く区域。芦屋町のうち、都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 300 ha (農用地面積 156ha)
		遠賀地域 (遠賀町)	遠賀町のうち、都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林等を除く区域
	岡垣地域 (岡垣町)	岡垣町のうち、都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 2,090 ha (農用地面積 772ha)
北九州農業地帯計 (5地域)			総面積 9,930 ha (農用地面積 4,429ha)
直方地域 (直方市)	直方市のうち、都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 2,640 ha (農用地面積 771ha)	
	飯塚地域 (飯塚市)	飯塚市のうち、都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 2,600 ha (農用地面積 764ha)
		田川地域 (田川市)	田川市のうち、都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林等を除く区域

山田地域 (山田市)	山田市のうち、規模の大きな森林等を除く区域	総面積 1,100 ha (農用地面積 251ha)
	小竹地域 (小竹町)	小竹町のうち、工業団地等を除く区域
鞍手地域 (鞍手町)		鞍手町のうち、都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林等を除く区域
	宮田地域 (宮田町)	宮田町のうち、規模の大きな森林等を除く区域
若宮地域 (若宮町)		若宮町のうち、規模の大きな森林等を除く区域
	桂川地域 (桂川町)	桂川町のうち、都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林等を除く区域
稲築地域 (稲築町)		稲築町のうち、既成市街地を除く区域
	碓井地域 (碓井町)	碓井町全域
嘉穂地域 (嘉穂町)		嘉穂町のうち、規模の大きな森林を除く区域
	筑穂地域 (筑穂町)	筑穂町のうち、規模の大きな森林等を除く区域
穂波地域 (穂波町)		穂波町のうち、都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林等を除く区域
	庄内地域 (庄内町)	庄内町のうち、都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林等を除く区域
颯田地域 (颯田町)		颯田町のうち、規模の大きな森林等を除く区域
	香春地域 (香春町)	香春町のうち、規模の大きな森林を除く区域
添田地域 (添田町)		添田町のうち、自然公園法の国定公園の特別保護地区及び規模の大きな森林を除く区域
	金田地域 (金田町)	金田町全域
糸田地域 (糸田町)		糸田町のうち、規模の大きな森林等を除く区域
	川崎地域 (川崎町)	川崎町のうち、規模の大きな森林等を除く区域
赤池地域 (赤池町)		赤池町のうち、規模の大きな森林等を除く区域

筑 後 南 部 農 業 地 帯	方城地域 (方城町)	方城町のうち、規模の大きな森林等を除く区域	総面積 1,100 ha (農用地面積 398ha)
	大任地域 (大任町)	大任町のうち、ゴルフ場を除く区域	総面積 1,280 ha (農用地面積 353ha)
	赤地域 (赤村)	赤村のうち、規模の大きな森林を除く区域	総面積 1,900 ha (農用地面積 473ha)
	筑豊農業地帯計 (25地域)		総面積 45,150 ha (農用地面積 14,067ha)
	大牟田地域 (大牟田市)	大牟田市のうち、都市計画法の市街化区域・臨港地区及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 3,820 ha (農用地面積 1,205ha)
	柳川地域 (柳川市)	柳川市のうち、都市計画法の用途地域を除く区域	総面積 3,360 ha (農用地面積 1,886ha)
	八女地域 (八女市)	八女市のうち、都市計画法の用途地域を除く区域	総面積 3,530 ha (農用地面積 1,904ha)
	筑後地域 (筑后市)	筑後市のうち、都市計画法の用途地域を除く区域	総面積 3,590 ha (農用地面積 2,179ha)
	大川地域 (大川市)	大川市のうち、都市計画法の用途地域・臨港地区を除く区域	総面積 2,630 ha (農用地面積 1,199ha)
	城島地域 (城島町)	城島町全域	総面積 1,750 ha (農用地面積 921ha)
	大木地域 (大木町)	大木町全域	総面積 1,800 ha (農用地面積 1,099ha)
	三潞地域 (三潞町)	三潞町のうち、都市計画法の用途地域を除く区域	総面積 1,440 ha (農用地面積 957ha)
	黒木地域 (黒木町)	黒木町のうち、都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 9,110 ha (農用地面積 2,710ha)
	上陽地域 (上陽町)	上陽町のうち、規模の大きな森林等を除く区域	総面積 5,340 ha (農用地面積 843ha)
	立花地域 (立花町)	立花町のうち、都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林を除く区域	総面積 8,170 ha (農用地面積 4,192ha)
広川地域 (広川町)	広川町のうち、規模の大きな森林等を除く区域	総面積 2,970 ha (農用地面積 1,313ha)	
矢部地域 (矢部村)	矢部村のうち、規模の大きな森林を除く区域	総面積 2,270 ha (農用地面積 383ha)	
星野地域 (星野村)	星野村のうち、規模の大きな森林を除く区域	総面積 3,210 ha (農用地面積 713ha)	
瀬高地域 (瀬高町)	瀬高町のうち、都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林を除く区域	総面積 3,450 ha (農用地面積 1,931ha)	

京 築 農 業 地 帯	大和地域 (大和町)	大和町のうち、都市計画法の用途地域を除く区域	総面積 2,110 ha (農用地面積 1,356ha)
	三橋地域 (三橋町)	三橋町のうち、都市計画法の用途地域を除く区域	総面積 1,450 ha (農用地面積 840ha)
	山川地域 (山川町)	山川町のうち、規模の大きな森林を除く区域	総面積 2,460 ha (農用地面積 1,436ha)
	高田地域 (高田町)	高田町のうち、都市計画法の市街化区域等を除く区域	総面積 3,810 ha (農用地面積 2,191ha)
	筑後南部農業地帯計 (19地域)		総面積 66,270 ha (農用地面積 29,258ha)
	行橋地域 (行橋市)	行橋市のうち、都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 4,820 ha (農用地面積 2,148ha)
	豊前地域 (豊前市)	豊前市のうち、都市計画法の用途地域・臨港地区及び規模の大きな森林を除く区域	総面積 5,630 ha (農用地面積 2,250ha)
	苅田地域 (苅田町)	苅田町のうち、都市計画法の市街化区域・臨港地区及び規模の大きな森林を除く区域	総面積 1,020 ha (農用地面積 588ha)
	犀川地域 (犀川町)	犀川町のうち、規模の大きな森林を除く区域	総面積 3,450 ha (農用地面積 1,514ha)
	勝山地域 (勝山町)	勝山町のうち、規模の大きな森林等を除く区域	総面積 1,450 ha (農用地面積 944ha)
	豊津地域 (豊津町)	豊津町のうち、ゴルフ場等を除く区域	総面積 1,790 ha (農用地面積 897ha)
	椎田地域 (椎田町)	椎田町のうち、都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 3,040 ha (農用地面積 1,213ha)
	吉富地域 (吉富町)	吉富町のうち、都市計画法の用途地域を除く区域	総面積 380 ha (農用地面積 227ha)
	築城地域 (築城町)	築城町のうち、規模の大きな森林等を除く区域	総面積 2,950 ha (農用地面積 1,257ha)
	新吉富地域 (新吉富村)	新吉富村のうち、規模の大きな森林を除く区域	総面積 980 ha (農用地面積 445ha)
大平地域 (大平村)	大平村のうち、規模の大きな森林を除く区域	総面積 3,210 ha (農用地面積 814ha)	
京築農業地帯計 (11地域)		総面積 28,720 ha (農用地面積 12,297ha)	
県計 (90地域)		総面積 240,460 ha (農用地面積 98,815ha)	

(注) 指定予定地域の範囲及び規模は平成15年4月1日現在で記載している。

第3 農業生産基盤の整備、開発に関する事項

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本県における農業生産基盤の整備、開発は、農村生活環境の整備に配慮しつつ、農業上の土地利用の基本的方向に即するとともに、土地利用型農業の生産コストの低減及び経営体質の強化、地域農業の担い手となるべき経営体の育成、生産条件が不利な中山間地域の活性化、農業用水の安定確保や有効利用など地域農業の近代化を図る観点から環境との調和に配慮し推進する必要がある。

このため、基本的には、大規模経営が可能となる大区画ほ場の整備、高収益型農業を展開するための水田の汎用化、基幹農道の整備、用排水施設の整備等の各事業に重点をおき、地域の実態に応じた農業生産基盤の整備や農業集落排水施設の整備を積極的に行うとともに、農村生活環境の整備を一体的に推進する。

2 農業地帯別の農業生産基盤の整備、開発の方向

(1) 福岡農業地帯

生産性・収益性の向上や経営規模の拡大を図る担い手への利用集積を図るため、平地農業地域における用排水施設の整備とほ場の大区画化の一体的な推進を図る。

また、中山間地域における農業・農村の活性化を図るため、自然環境の保全や営農体系に配慮して基盤整備の推進を図る。

「田」の整備

生産性向上のためのほ場の大区画化と都市環境、農村環境、自然環境に配慮した農業生産条件の整備を進める。

「畑」の整備

農作業の効率化のため農道の整備を進める。

「樹園地」の整備

基本的には、「畑」の整備と同様である。

(2) 筑後北部農業地帯

生産性・収益性の向上や経営規模の拡大を図る担い手への利用集積を図るため、用排水施設の整備とほ場の大区画化の一体的な推進を図る。

また、中山間地域における農業・農村の活性化を図るため、自然環境の保全や営農体系に配慮して耕作放棄地の復旧・有効利用を含む農業生産基盤整備の推進を図る。

「田」の整備

高性能農業機械の導入を前提とした近代的農業に対応する水田とするため、地域特性や地形条件を活かしたほ場整備を進める。

「畑」の整備

畑作振興を図るため、農道、かんがい施設整備による経営の効率化を進める。

「樹園地」の整備

傾斜地農業の効率化を図るため、農道、かんがい施設の整備を進める。

(3) 北九州農業地帯

生産性・収益性の向上や経営規模の拡大を図る担い手への利用集積を図るため、平地農業地域における用排水施設の整備とほ場の大区画化の一体的な推進を図る。

「田」の整備

平地農業地帯を中心に存在する水田については、ほ場の大区画化を進める。

「畑」の整備

農作業の効率化のため農道の整備を進める。また、畑地かんがい施設の整備を図る。

「樹園地」の整備

基本的には、「畑」の整備と同様である。

(4) 筑豊農業地帯

生産性・収益性の向上や経営規模の拡大を図る担い手への利用集積を図るため、用排水施設の整備とほ場の大区画化の一体的な推進を図る。

また、中山間地域における農業・農村の活性化を図るため、自然環境の保全や営農体系に配慮して耕作放棄地の復旧・有効利用を含む農業生産基盤整備の推進を図る。

「田」の整備

ほ場の大区画化、用排水施設、農産物の荷傷み防止等品質向上のため農道の整備改良を進める。

「畑」の整備

農作業の効率化のため農道の整備を進める。また、畑地かんがい施設の整備を図る。

「樹園地」の整備

基本的には、畑の整備と同様である。

(5) 筑後南部農業地帯

生産性・収益性の向上や経営規模の拡大を図る担い手への利用集積を図るため、平地農業地域における用排水施設の整備とほ場の大区画化の一体的な推進を図る。

また、中山間地域における農業・農村の活性化を図るため、自然環境の保全や営農体系に配慮して耕作放棄地の復旧・有効利用を含む農業生産基盤整備の推進を図る。

「田」の整備

幹線クリーク用排水路の整備を進める。また、ほ場の大区画化を進める。

「樹園地」の整備

農産物の荷傷み防止等品質向上のため農道の整備を進める。また、既成園の整備を推進するとともに、開発適地山林原野について開発を進める。

(6) 京築農業地帯

生産性・収益性の向上や経営規模の拡大を図る担い手への利用集積を図るため、用排水施設の整備とほ場の大区画化の一体的な推進を図る。

また、中山間地域における農業・農村の活性化を図るため、自然環境の保全や営農体系に配慮して耕作放棄地の復旧・有効利用を含む農業生産基盤整備の推進を図る。

「田」の整備

ほ場の大区画化を進める。また、農産物等の流通体系の改善のため広域農道の整備を進める。

「畑」の整備

農作業の効率化のため農道の整備を進める。また、畑地かんがい施設の整備を図る。

「樹園地」の整備

基本的には、「畑」の整備と同様である。

3 広域整備の構想

(1) 用排水の改良

農業用水の安定確保や農地の排水の整備により、農地の高度利用化を図ることを目的として、農業用水の効率的な利用を行うために用排水施設の整備改良を推進するものとし、特に、筑後南部農業地帯では筑後川下流地区に散在するクリークの統廃合による用排水系統を再編整備する土地改良事業の早期完了を図る。

また、筑後北部農業地帯では耳納山麓地区及び筑後川中流地区で土地改良事業が実施され基幹的なかんがい排水施設が整備されているが、今後は支線の排水施設や用水管理施設の整備を推進する。

さらに、筑後平野南部矢部川の両岸に広がる樹園地地帯の基盤整備を広域的に推進する。

(2) ほ場の整備

高性能農業機械の導入を前提とした広域的なほ場の整備を、農道整備や用排水の改良と併せて推進するものとし、特に筑後川中流及び下流地域の水田地帯は国営、県営かんがい排水事業と調整しながら広域的かつ計画的に大規模なほ場の整備を推進する。

(3) 農道の整備

農業生産資材や農産物の運搬、大型農業機械の導入等農業の近代化を推進することを目的とし、あわせて農村における生活環境の改善にも資するため、ほ場整備等との調整を図りながら農道整備を推進する。また、未舗装農道については、農道舗装事業により質的改善を図る。

特に、京築地域の広域営農団地整備計画の一環として農道整備事業を推進する。

(4) 農村の環境整備への配慮

農業の健全な発展とともに農村における生活環境の向上に資するため、農業生産基盤や農業用水の水質汚濁を防止するための農業集落排水施設の整備については、農村在住者の健康増進や地域連帯感の醸成等を図るためのコミュニティ施設等広域的な施設の整備に配慮しつつ、計画的かつ総合的に推進する。

第4 農用地等の保全に関する事項

1 農用地等の保全の方向

安定的な農業生産による県土の保全等の多面的な役割を有効に機能させるため、今後も農地や水路、ため池等の農業用施設の保全を着実に実施していく必要がある。

また、農業従事者の減少や高齢化の進行等を背景として耕作放棄地の拡大が見られ、特に生産条件の不利な農地が多く存在する中山間地域では深刻化しており、県土の有効利用の観点から問題となっている。

このため、耕作放棄地のうち農業的利用が見込まれる農地については再活用に向けた取組を推進するとともに、特に、耕作放棄地等の増加が見込まれる中山間地域において農業生産活動が行われることにより生じる多面的機能を維持していくため、農業生産条件を改善するための支援を行う。

2 農用地等の保全のための施策

防災の見地から、ほ場整備、畑地かんがい等の事業を総合的、計画的に実施し、農地災害の防止と併せて農地の整備・開発を図る。

ため池を水源とした水利用を図っている地域では、農地災害防止と用水確保を目的に、ため池の整備を積極的に進める。

また、湛水防除や地すべり防止等の各事業を積極的に推進する。

3 農用地等の保全のための活動

(1) 中山間地域等直接支払制度の推進

耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、担い手の育成等による農業生産の維持を通じて多面的機能を確保する観点から、中山間地域等直接支払制度の積極的な運用を図る。

こうした中山間地域等直接支払交付金の交付を通じ、農用地区域内で生産条件が不利な地域において、集落協定や個別協定等に基づき、耕作、適切な農用地の維持・管理及び水路、農道等の維持管理等を行い、農業生産活動の促進を図る。

(2) 耕作放棄地の維持管理と有効利用

耕作放棄地のうち農業的利用が図られる農地については、農業経営基盤強化促進法の適正な運用により認定農業者等への利用集積を図るとともに、市町村農業公社やJA等農地保有合理化法人の中間保有機能の活用による管理耕作を通じた農業的利活用の促進を図る。

(3) 基金造成や集落協定に基づく棚田等の持続的な保全活動

農地や土地改良施設の維持・保全と利活用に係る地域住民等の共同活動の活性化を通じて、中山間地域の活性化に資するため、中山間ふるさと水と土保全対策事業や棚田地域水と土保全推進事業の適切な運用を図る。

第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項

本県では、施設野菜、花き等において、有利な市場条件や水田の持つ高い生産力を活かした高収益型農業が展開され、また、米麦等の土地利用型農業においても大規模農家の規模拡大が進むなど、効率的かつ安定的な農業経営体の育成が図られている。

一方、農業従事者の高齢化や兼業化が進み、地域における農業の担い手の脆弱化が進んでいる。

このような中で、農業生産の増大と生産性の向上を図るためには、土地の有効利用を基本としつつ、意欲的な認定農業者等への農地利用の集積を図るなど土地利用型農業の規模拡大を進める必要がある。

このため、大区画ほ場整備等農業生産基盤の整備を推進するとともに、需要の動向及び地域の特性を活かした営農類型を目標に農業経営基盤強化促進事業による利用権の設定等各種の農地流動化方策を活用し、農作業の受委託を含めた幅広い形での農用地の流動化を促進する。

また、農用地の利用改善及び農家の営農改善等を促進するため、地域の農業生産条件等を考慮しつつ、かつ需要に即した大豆等転作作物の作付の団地化を進めるものとし、水田の裏作としては、麦・飼料作物等の集団栽培を推進する等農用地の高度利用及び不耕作地の解消に努める。

さらに、機械共同利用組合や集落営農組織の育成による農業機械、施設の効率的な利用を促進するとともに、耕種農家と畜産農家の有機的な連携を深め、地域農業の複合化による地力の維持増進に努める。

このような視点に立って、目標とすべき営農類型を示すと次のとおりである。

番号	営農類型	生産規模	所得目標
1	水稻+麦+大豆	水稻 1000a、麦 700a、大豆 600a	8 3 6 万円
2	柑橘専作	極早生 75a、早生温州 100a、普通温州 75a	5 3 4
3	かき+アスパラガス	かき 120a、アスパラガス 20a	6 5 3
4	いちご専作	施設いちご 30a	7 8 6
5	青ねぎ専作	青ねぎ 60a	6 6 5
6	電照キク専作	電照キク 40a	6 8 4
7	草花専作	トルコギキョウ 20a、アスター 30a	6 8 3
8	茶専作	茶 400a	1 4 5 0
9	酪農専業	乳牛 40 頭、飼料作物 500a	6 3 3
1 0	肉用牛専業	黒毛和種 150 頭、飼料作物 400a	6 6 8
1 1	水稻+施設なす	水稻 50a、なす 35a	8 7 5
1 2	露地キク専作	露地キク 70a	8 0 6
1 3	施設トマト専作	施設トマト 35a	1 3 2 1

第6 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

本県の農業生産を担う農業就業人口は、高齢化の進行や担い手不足に伴って減少を続けており、この現象は福岡、北九州の都市近郊にとどまらず筑後北部や筑後南部の農村地帯においても同様の傾向にあり、深刻な問題となっている。

このような情勢に対処し、本県農業の健全な発展と農業経営の安定を図るためには、野菜、果樹、畜産部門の振興とともに、水稻中心の土地利用型農業から収益性の高い作物への転換等を図っていく必要がある。

このためには、農用地の計画的な利用及び農業生産基盤の整備の推進を図るとともに、意欲ある農業者を核とした収益性の高い農業生産を実現するための基幹的な共同利用施設や高性能農業機械等を地域の実情に応じて計画的に導入していく必要がある。

以上の基本的な方向に基づき、本県における整備の基本的な方針を示せば次のとおりである。

1 農業地帯別の農業近代化施設の整備方針

(1) 福岡農業地帯

この地帯の農業は、福岡都市圏という大消費地を抱え都市近郊的性格を強く帯びていることから、野菜、果樹、畜産、花き等の作目を中心とした高収益型農業による主産地形成を促進するものとし、基幹作目である米については生産性の向上とブランド米の生産地としての形成を図る。

特に、野菜、米、みかん等重点作目の生産体制のあり方及び農業近代化施設の整備方針は次のとおりである。

ア．露地野菜

露地野菜については、特に栽培管理、集出荷用機械の導入により省力化を図るとともに、集出荷施設等の整備を図る。

イ．施設野菜

果菜類を主体に収益性向上のため温室等の整備促進を図る。

また、都市近郊野菜、特に軟弱野菜については、福岡都市圏に新鮮な野菜の供給ができるよう施設化の推進等により生産振興を図る。

ウ．米・麦・大豆

トラクター、収穫機等機械化一貫作業体系による省力化、大規模乾燥調製施設の機能向上、整備を進めるとともに、機械の共同利用及び作業の受委託の推進を図る。

エ．みかん

需要に即応した高品質な果実の生産に対応できるよう生産性が高い中核的な果樹農家を中心に、産地の再編整備に努める。このため、生産施設、流通施設、園地基盤等幅広い観点での産地の条件整備を図る。

オ．花き

高品質花き生産と集出荷体制の合理化を推進するため、生産施設の高度化、集出荷施設の整備を図る。

カ．畜産

酪農、肉用牛、養豚及び養鶏を中心に生産性の向上を図るための省力型畜舎、家畜排せつ物の適正処理を図るためのたい肥化施設、畜産物の高付加価値化を図るための畜産物加工施設、飼料自給率の向上及びコスト低減のための飼料作物生産利用施設機械や、未利用資源飼料化施設などの整備を推進し、生産から流通・消費に至る近代化を図る。

(2) 筑後北部農業地帯

この地帯の農業生産は、基幹作目である米をはじめ、果樹、苗木、観賞樹、露地及び施設野菜等多くの作目の主産地形成が進んでいるところであり、さらに大型の主産地形成を進める必要がある。今後におけるこれらの重点作目の生産体制のあり方及び農業近代化施設の整備方針は次のとおりである。

ア．米・麦・大豆

基盤整備実施地区を中心に、大型機械化作業体系の確立及び乾燥調製施設の機能向上を図るとともに、生産規模の拡大、品質及び生産性の向上を進める。

イ. 苗木・観賞樹

自然的条件と生産技術等に支えられて、主産地形成が進んだ。今後は、かん水、病害虫防除等の省力施設の導入及び育苗の合理化等を進める。

ウ. 露地野菜

産地の維持・拡大を図るため、省力・軽作業化のための機械・施設や集出荷施設の整備を推進する。

エ. 施設野菜

施設野菜の主産地であり、収益性向上のため温室等の整備を促進するとともに、省力・軽作業化のための機械施設の導入を推進する。

オ. かき

出荷期の延長を図るため、流通貯蔵施設の整備に努める。

カ. ふどう

良質の果実の生産と生産性の向上を図る観点から、施設の条件整備を進める。

キ. 畜産

酪農、肉用牛、養豚及び養鶏を中心に生産性の向上を図るための省力型畜舎、家畜排せつ物の適正処理を図るためのたい肥化施設、畜産物の高付加価値化を図るための畜産物加工施設、飼料自給率の向上及びコスト低減のための飼料作物生産利用施設機械や、未利用資源飼料化施設などの整備を推進し、生産から流通・消費に至る近代化を図る。

(3) 北九州農業地帯

この地帯の農業生産は、福岡農業地帯同様都市近郊的性格を強く帯びていることから、野菜、畜産、果樹等の作目を中心とした高収益型農業による主産地形成を促進するものとし、米・麦についても品質及び生産性の向上を図るものとする。

特に、今後における重点作目の生産体制のあり方及び農業近代化施設の整備方針は次のとおりである。

ア. 露地野菜

本県における秋冬露地野菜の主産地であり、畑作地帯を主体に、かん水施設等の生産基盤の整備を行うとともに、育苗センター等の共同利用施設の整備を図り、収益性の向上に努める。また、共同集出荷体制確立のため集出荷施設の整備を進める。

イ. 施設野菜

果菜類を主体に収益性向上のため温室等の整備促進を図る。

また、都市近郊野菜、特に軟弱野菜については、北九州都市圏に新鮮な野菜の供給ができるよう施設化の推進等により生産振興を図る。

ウ. 米・麦・大豆

大規模乾燥調製施設の機能向上と効率利用による品質の向上を図る。また、省力化対策として汎用コンバイン等の整備を進める。

エ. みかん

需要に即応した高品質な果実の生産に対応できるよう生産性が高い中核的な果樹農家を中心に、産地の再編整備に努める。このため、生産施設、流通施設、園地基盤等幅広い観点での産地の条件整備を図る。

オ. びわ

寒害防止と高品質果実の安定生産を図るため施設化を推進する。

カ. いちじく

平棚栽培施設等の生産施設による作業の省力化を推進し、また、予冷庫の整備による鮮度の保持を推進し、品質の高い生産流通システムの確立を図る。

キ. 畜産

酪農、肉用牛、養豚及び養鶏を中心に生産性の向上を図るための省力型畜舎、家畜排せつ物の適正処理を図るためのたい肥化施設、畜産物の高付加価値化を図るための畜産物加工施設、飼料自給率の向上及びコスト低減のための飼料作物生産利用施設機械や、未利用資源飼料化施設などの整備を推進し、生産から流通・消費に至る近代化を図る。

(4) 筑豊農業地帯

この地帯の農業生産は、米と畜産のウエイトが高く、さらに果樹についても発展が期待されている。したがって、今後における生産体制のあり方及び農業近代化施設の整備方針は次のとおりである。

ア. 米・麦

育苗センター、ライスセンター等の広域施設の整備及び効率利用の促進を図る。

イ. 露地野菜

露地野菜については、特に栽培管理、集出荷用機械の導入により省力化を図るとともに、集出荷施設等の整備を図る。

ウ. 施設野菜

果菜類及び軟弱野菜について、収益性向上のため、温室等の整備促進を図る。

エ. ふどう

良質の果実の生産と生産性の向上を図る観点から、施設の条件整備を進める。

オ. ナシ

施設化を推進して、高品質果実の安定生産を図る。

カ. 花き

施設化を進めて、品質の向上及び生産安定を図る。

キ. 畜産

酪農、肉用牛、養豚及び養鶏を中心に生産性の向上を図るための省力型畜舎、家畜排せつ物の適正処理を図るためのたい肥化施設、畜産物の高付加価値化を図るための畜産物加工施設、飼料自給率の向上及びコスト低減のための飼料作物生産利用施設機械や、未利用資源飼料化施設などの整備を推進し、生産から流通・消費に至る近代化を図る。

(5) 筑後南部農業地帯

この地帯の農業生産は、筑後北部農業地帯と並ぶ米、麦、大豆の生産地をなしていること、及びみかんを始め、茶等の主産地形成が進んでいることが特徴であり、これからの発展が期待されている。したがって、今後における重点作目の生産体制のあり方及び農業近代化施設の整備方針は次のとおりである。

ア. 米・麦・大豆

県下で最も水田作に恵まれた条件にあるので、表裏作一体として大型機械化一貫作業体系の導入を図り、これに対応した生産基盤の整備と併せて乾燥調製施設等の整備を進め、品質及び生産性の向上を図る。

イ. みかん

需要に即応した高品質な果実の生産に対応できるよう生産性が高い中核的な果樹農家を中心に、産地の再編整備に努める。このため、生産施設、流通施設、園地基盤等幅広い観点での産地の条件整備を図る。

ウ. ぶどう

良質の果実の生産と生産性の向上を図る観点から、施設の条件整備を進める。

エ. ナシ

栽培施設の導入を進めて、品質の向上及び省力化を図る。

オ. キウイフルーツ

流通施設の整備により、出荷果実の品質向上を図る。

カ. 花き

高品質花き生産と集出荷体制の合理化を推進するため、生産施設の高度化、集出荷施設の整備を図る。

キ. 茶

栽培管理機械及び加工施設の整備を促進し品質向上と省力化を図る。

ク. い草

高性能機械を導入し、品質向上及び作業の省力化、共同利用による生産コストの低減を進める。

ケ. 露地野菜

産地の維持・拡大を図るため、省力・軽作業化のための機械・施設や集出荷施設の整備を推進する。

コ. 施設野菜

施設野菜の主産地であり、収益性向上のため温室等の整備を促進するとともに、省力・軽作業化のための機械施設の導入を推進する。

サ. 畜産

酪農、肉用牛、養豚及び養鶏を中心に生産性の向上を図るための省力型畜舎、家畜排せつ物の適正処理を図るためのたい肥化施設、畜産物の高付加価値化を図るための畜産物加工施設、飼料自給率の向上及びコスト低減のための飼料作物生産利用施設機械や、未利用資源飼料化施設などの整備を推進し、生産から流通・消費に至る近代化を図る。

(6) 京築農業地帯

この地帯は、北九州市に近いという都市近郊の利点を活かすため、農業生産においては、野菜やいちじく等の作目を中心に高収益型農業を進める。また、米・麦についても品質及び生産性の向上を進める。したがって、今後における重点作目の生産体制のあり方及び農業近代化施設の整備方針は次のとおりである。

ア. 米・麦・大豆

排水条件が整備されたほ場を中心に麦作をとり入れ表裏作一体とした大型機械による一貫作業体系を近代化の指標とし、これに対応した施設の整備を進める。

イ. 露地野菜

露地野菜については、特に栽培管理、集出荷用機械の導入により省力化を図るとともに、集出荷施設等の整備を図る。

ウ. 施設野菜

果菜類を主体に収益性向上のため温室等の整備促進を図る。

また、都市近郊野菜、特に軟弱野菜については、北九州都市圏に新鮮な野菜の供給ができるよう施設化の推進等により生産振興を図る。

エ. いちじく

平棚栽培施設等の生産施設と予冷庫の整備を進め、品質の高い生産流通システムの確立を図る。

オ. モモ

施設化を推進して、高品質果実の安定生産を図る。

カ. 花き

施設化を進めて、品質の向上及び生産安定を図る。

キ. 畜産

酪農、肉用牛、養豚及び養鶏を中心に生産性の向上を図るための省力型畜舎、家畜排せつ物の適正処理を図るためのたい肥化施設、畜産物の高付加価値化を図るための畜産物加工施設、飼料自給率の向上及びコスト低減のための飼料作物生産利用施設機械や、未利用資源飼料化施設などの整備を推進し、生産から流通・消費に至る近代化を図る。

2 広域整備の構想

(1) 米・麦生産、流通施設

米・麦生産性の向上、品質の改善及び生産出荷の省力化を図るため、大規模乾燥施設等の機能向上を推進する。

(2) 果実の集出荷施設

消費者ニーズの高い品質のよい均一な果実を安定的に供給するため、集出荷施設等の条件整備を行う。

(3) 野菜集出荷基幹施設

ニーズに対応した新鮮な野菜を安定的に供給するため、カラー選別選果機等を導入した集出荷施設等の整備を行う。

(4) たい肥センター

家畜排せつ物の適正処理と堆きゅう肥の有効利用を推進するため、たい肥センター等の設置を進める。

第7 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項

1 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向

農業の持続的な発展を図るためには、効率的かつ安定的な農業経営の担い手を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立することにより、生産性の高い農業を確立する必要がある。

こうした農業経営を担うべき人材の育成及び確保を図るため、農業者の農業技術及び経営管理能力の向上、さらには新たに就農しようとする者に対する農業技術及び経営管理手法の習得等、農業経営の高度化や就農の促進に資する施設の整備を進めていく必要がある。

また、県民が農業・農村に対する理解と関心を深めるため、学校教育や生涯学習における農業に関する学習の充実、農業体験の機会の充実が図られる施設の整備を進めていくことも必要である。

さらに、こうした多様な担い手やその家族が快適で安全な生活環境を享受できるよう、保健福祉サービスの充実を関連する施策の推進により進めていく必要がある。

2 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備

農地の流動化、農作業受委託のあっせん、機械の共同利用の調整等、担い手を支援する経営改善支援センターの活動強化を図りながら、JAを中心とした関係機関や生産者組織との連携により地域営農の推進を支援する。

地域農業改良普及センター等における高度な農業経営研修機能の強化を図るとともに、市町村との連携によって地域研修施設の整備促進を進め、経営管理能力向上に向けた支援体制の充実強化を図る。

県立農業大学校における専門的、実践的な教育の充実を図るとともに、地域での受け入れ体制や就農支援施設の整備を促進し、新規就農者の確保・定着化を進めるとともに、併せて児童・生徒の農業体験・学習等の充実により、就農候補者の底辺が拡大する環境の醸成を図るため、地域の特性に応じた農作業体験施設の整備を進める。

また、新規就農者の定住条件整備を図るため、市町村の実状に応じて居住施設が整備されるよう関係機関との連携を図る。

農村地域における医療サービスの確保や、保健福祉サービスの充実等、快適で安全な生活環境が享受できる体制の整備については、保健福祉に関する計画との連携を図る。

3 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動

地域の核となる企業・先進的経営体の育成を図るため、地域農業の担い手として明確化された認定農業者など意欲的な農業経営者に対し、総合的・重点的支援を行うとともに、家族経営の高度化や法人化の促進を図る。

また、農業経営参画の促進や多彩な農産加工の推進等による女性農業者の育成や高齢農業者の豊富な技術や知識を発揮できる場づくり等の活動を通じて、農村地域における

多様な担い手の育成を図る。さらに、研修等により、農村女性リーダーの育成・資質の向上を図る。

新規就農者に対しては、就農相談から経営開始までの体験研修、技術・経営研修、農地確保、資金調達、施設取得等についての総合的な就農支援のシステム化を図る。

第8 第5に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本県における兼業農家の農外就労の状況をみると、会社勤務等の安定的兼業農家が増加し、出稼ぎ、臨時雇用等不安定兼業農家は減少しているが、なお相当数の不安定兼業農家が残されている。

このような状況において、農業生産基盤整備事業等の計画的、総合的な推進等を通じ、農用地の流動化と有効利用を進め、認定農業者等の育成を図るとともに、地元における安定的な就業の場を確保し不安定兼業農家の解消を図る。

2 農村地域における就業機会の確保のための構想

1の目標を踏まえ、次のとおり農村地域における就業機会の確保を図る。

(1) 農村地域工業等導入促進法(昭和46年法律第112号)等に基づき計画的な企業誘致を図るとともに、地域特産物を利用した農産物加工販売施設や地域資源を活かした観光農園の設置及び地場産業の振興による地域内雇用を促進し、農業従事者の安定的な就業機会の確保を図る。

なお、企業誘致等にあたっては、優良農用地の確保に留意しつつ農用地利用計画との整合に留意する。

(2) 農業以外の産業への就業を希望する農業従事者については、地元における安定就業の促進及び若年層の地元定着化を重点に推進する。このため、職業安定機関との連携を密にして職業能力の向上を図るとともに、地域の産業・雇用に関する情報を企業、農業従事者等に提供するよう努めるなど、きめ細やかな職業相談等の実施により就業を促進する。

第9 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項

1 生活環境施設の整備の必要性

本県の農村部では、都市に先行した高齢化の進行あるいは混住化、兼業化によって、従来農村地域がもっていた農地、農業用水等の地域資源の維持管理機能やコミュニティ機能の低下がみられる。

このような状況下、農村が将来にわたり農業生産の場として発展し、また、生活の場として安定した日常生活を送ることができるようにするためには、農業生産面だけではなく生活環境や自然環境等の面を含めて総合的な居住空間として一体的な整備を図る必要がある。

一方、近年における農村の生活様式は、所得水準の向上をはじめ、都市化や混住化、情報化社会の進展等により、高度化、多様化しているが、生活環境施設の整備の面では都市部に比べると未だ立ち遅れている。

2 生活環境施設の整備の構想

計画の対象とする施設は、整備の緊急度の高いものとし、規模、位置については利用見込み人口を加味し、類似施設との機能分担を明らかにしたうえで、適切かつ効率的な利用の確保を図るものとする。

施設の整備に当たっては、農村住民の自主性と創意を尊重するとともに、地域特産物を活用すること等により地域の特色を生かしたものとする。

非農家を含む農村地域住民の自主性と創意を活かしながら、集会施設、農村公園、農村広場等の生活環境施設の整備を進め、意欲ある中核農家と兼業農家等との間の連帯感の醸成を図るとともに、合わせて地域における定住条件の整備及び農業後継者の確保にも資するものとなるよう努める。

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第1308号の2

副知事の担当区分（平成17年4月福岡県告示第730号の2）の一部を次のように改正する。

平成17年7月1日

福岡県知事 麻 生 渡

第1号(1)中「農政部」の次に「、水産林務部」を加え、同号に次のように加える。

(6) 海区漁業調整委員会に関する事項

(7) 内水面漁場管理委員会に関する事項

第3号(1)中「、水産林務部」を削り、同号(4)及び(5)を削る。